

平成31年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について  
(公募要領)

平成31年2月28日  
環境省大臣官房環境計画課

環境省では、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、本公募は、平成31年度予算成立等を前提に行うものです。活動団体として選定された場合には、今後実施する予定の「平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務に係る仕様書」に従っていただくことになります。

## 公募要領目次

### I. 平成31年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について

1. 公募目的
2. 公募対象
3. 審査
4. 採択における審査項目
5. 応募方法等
6. 事業予算等
7. 事業実施体制

### II. 留意事項等

1. 事業開始
2. 事業完了日
3. 留意点

## I. 平成31年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について

※ 本公募は、別途実施する平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の契約が前提となるものです。このため、今後、取組内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

### 1. 公募目的

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）においては、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしています。

「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」は、地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築と効果を測る指標の検討に向け、「地域循環共生圏の創造に向けた環境整備」、「地域循環共生圏の創造に向けた支援チーム等の形成・派遣」を各地域で実施します。

本公募は、地域循環共生圏の創造に向け、本事業の主体として「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備と一緒に取り組んでいただける意欲ある団体を20団体程度公募することを目的としています。

また、一定の条件を満たした団体（10団体程度）については、より具体的な事業計画を策定するため、専門家のチーム（支援チーム）を派遣することとしています。

さらに、取組内容については、「平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めますので、必ずそれに沿って実施願います。

### 2. 公募対象

公募の対象は、地方公共団体または地方公共団体と連携している民間団体若しくは協議会（以下「活動団体」という。）とします。

また、複数の地方公共団体の連携による団体についても対象とします。

### 3. 審査

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、ふさわしいと考えられる活動団体を、20団体程度を選定する予定です。詳細な審査方法等は以下のとおりです（審査は非公開）。

### (1) 書類審査

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、応募書類の明らかな記入ミス（書式・活動内容など）や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

### (2) 本審査

書類審査を通過した応募について、環境省が設置する選考委員会（外部有識者等で構成）において、「活動団体の公募に係る応募書類審査の手順について」【別添1】及び「活動団体の公募に係る審査基準及び採点表」【別添2】に基づき厳正に審査します。

なお、必要に応じて応募主体からヒアリング等を行います。

### (3) 活動団体の決定

活動団体の採否は、選考委員会による審査を基に行います。決定に当たっては、審査結果や予算の都合等により、採択された活動団体の取組内容の仕様となる仕様書の内容の一部変更をすることがあります。

なお、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。

環境整備に係る事業実施期間については、単年度で実施しますが、翌年度以降の予算が確保され、環境省が必要と認めた場合に限り、平成31年度を含む最長で2ヶ年、継続的に活動していただくことになります。

また、支援チームの派遣を受けられるようになった場合は、期間の延長がありえます。

## 4. 採択における審査項目

活動団体の採択における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

### (1) 書面審査における審査項目

- ・必要な内容が記載されているか。
- ・必要書類が添付されているか。
- ・民間団体又は協議会が活動団体の場合は、地方公共団体との連携方法及び地方公共団体の連携を確認できる資料が添付されているか。

### (2) 選考委員会における審査項目

#### ① 本事業への応募理由

- ・地域の現状と課題が適切に把握されているか。
- ・地域循環共生圏を活用して目指したい地域の姿が適切なものであるか。

#### ② 活動内容

- ・活用したい（している）地域資源が適切なものであるか。
- ・経済性、持続可能性があるなど、実現したい事業が適正なものであるか。
- ・想定される地域の環境・経済・社会への効果（指標）が適切なものか。

③ 実施体制の適正性

- ・ 取り組み状況、進捗状況と今後のスケジュールが適切なものであるか。
- ・ 実施体制が適切なものであるか。

5. 応募方法等

(1) 応募方法

応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体（DVD-R）を、公募期間内に郵送により環境省に提出してください。提出物は、宛名面に「地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成31年2月28日（木）から平成31年4月15日（月）必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募に必要な書類

・ 応募申請書【様式1】

民間団体又は協議会が活動団体の場合は、定款や規約等、活動団体の概要が分かる説明資料を添付してください。

・ 事業実施計画書【様式2】

様式に従い、活動団体における審査項目について記載してください。

環境省HPにて提供している地域経済循環分析の結果などの現状や課題の把握に使用した資料を添付してください。

【地域経済循環分析】

(<http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>)

② 提出部数

①の書類（紙）を6部、これを保存したDVD-R（1部）を提出してください。

(4) 提出先

環境省大臣官房環境計画課 地域循環共生圏活動団体応募書類担当者あて  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階

(5) 提出方法

郵送とし、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（提出期限必着のこと）。

(6) 応募に関する質問の受付及び回答

① 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階

環境省大臣官房環境計画課

FAX：03-3581-5951

E-Mail : soka-keikaku@env. go. jp

② 受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メール又はFAXの件名は、「活動団体に関する質問」として  
ください。

③ 受付期間

平成31年4月8日（月）まで

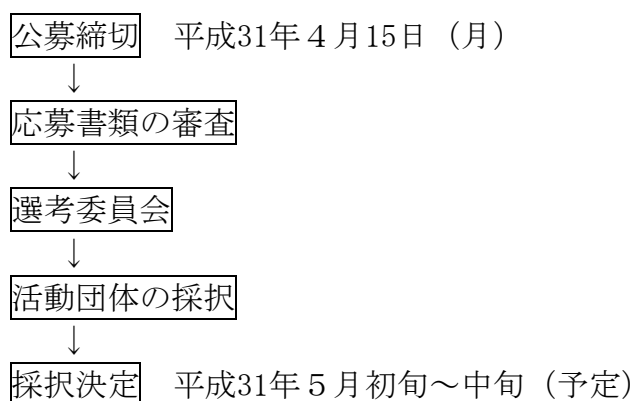
④ 回答

平成31年4月10日（水）17時までに、電子メール又はFAXにより行います。回答先となる担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを登録してください。）。

(7) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおりです。

書面審査を通過した者を審査するため、選考委員会を開催します。



## 6. 事業予算等

(1) 予算については、活動団体1団体当たり、200万円（税込）を上限とします。

賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定しています。ただし、地方公共団体が活動団体となる場合、常勤職員の人件費及び共済費等は対象となりません。また、5万円を超える備品購入や施設整備など、事業終了後に財産となるような資金は対象となりません。

(2) 主たる事業内容に再生可能エネルギーの活用を想定している場合には、以下の補助事業をご活用ください。

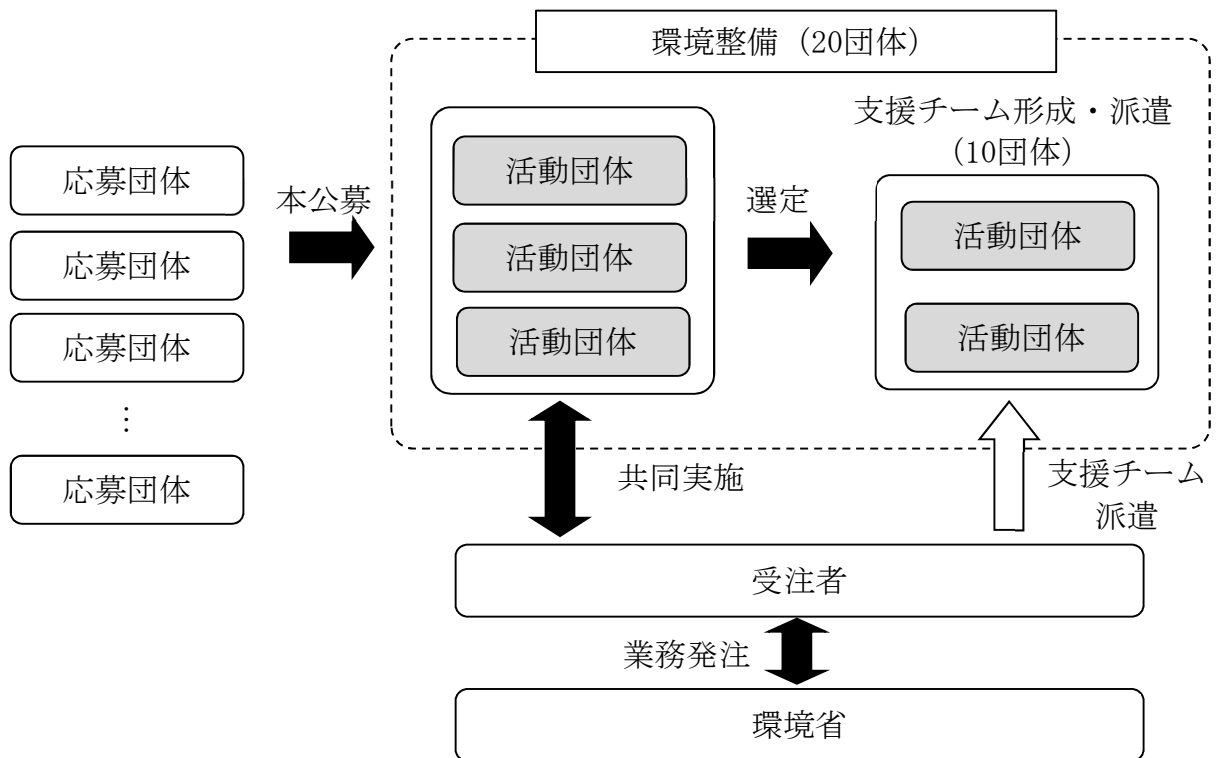
[http://www.env.go.jp/guide/budget/2019/19juten-sesakushu/037\\_3012.pdf](http://www.env.go.jp/guide/budget/2019/19juten-sesakushu/037_3012.pdf)

## 7. 事業実施体制

平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務は、選定された活動団体の活動地域において「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備や専門家のチーム（支援チーム）の派遣により、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に取り組み、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行い、その結果を基に地域循環共生圏の創造を強力に推進する「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」の構築を行うものです。

選定された活動団体は、後日決定する平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の受注者との共同実施者として、協定を締結し、事業を実施していただきます。

【事業実施体制図】



## II. 留意事項等

### 1. 事業開始

選定された活動団体は、別途環境省が発注・契約する平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の受注者と共同で事業を行うこととなります。

## 2. 事業完了日

活動団体としての完了日は、平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の完了検査日となります。

## 3. 留意点

### (1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

### (2) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、環境省において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

### (3) その他

上記のほか、必要な事項は、【別添3】平成31年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務に係る仕様書（案）を参照してください。